

## 板橋区スポーツプロモーター設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区の競技スポーツとの連携及びより一層のスポーツ施策の推進を図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、スポーツプロモーターの設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 スポーツプロモーターの取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (職務)

第2条 スポーツプロモーターは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 競技スポーツとの連携に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーション活動の企画及び調整に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーション団体に関すること。
- (4) 前各号に付随する事項
- (5) その他、区民文化部スポーツ振興課長（以下「課長」という。）が必要と認める事務

### (設定数)

第3条 スポーツプロモーターの設定数は、1人とする。

### (任用)

第4条 スポーツプロモーターは、次の各号の全てに該当し、スポーツ競技に精通している者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) スポーツ競技のうち、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際大会及び国民体育大会、全日本選手権大会等の全国大会において入賞経験がある者、又は公益財団法人日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会から推薦等された者
  - (2) スポーツに深い理解と関心を持ち、区民福祉の増進に熱意を示す者
  - (3) 心身ともに健康で、職務の遂行に適すると認められる者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、区民文化部長が別に定める。
- 3 スポーツプロモーターの任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 スポーツプロモーターの任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

### (任用決定者の提出書類)

第5条 スポーツプロモーターとして任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 課長が必要と認める書類

### (任期)

第6条 スポーツプロモーターの任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

2 区長は、スポーツプロモーターの勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

### (分限)

第7条 スポーツプロモーターに対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

### (懲戒処分)

第8条 スポーツプロモーターに対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

### (服務)

第9条 スポーツプロモーターの服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 スポーツプロモーターの勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、月 16 日以内とし、勤務日は課長が定める。
  - (2) 勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分とする。
  - (3) スポーツプロモーターの正規の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（次号の休憩時間を含む。）とする。
  - (4) スポーツプロモーターの休憩時間は、午後 0 時から午後 1 時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、スポーツプロモーターの勤務時間等に関する場合は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第 11 条 スポーツプロモーターの勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第 12 条 スポーツプロモーターの休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 スポーツプロモーターにおける職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 スポーツプロモーターの給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第 15 条 スポーツプロモーターに対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 スポーツプロモーターに対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 スポーツプロモーターに対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 スポーツプロモーターの健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 スポーツプロモーターの人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# 発令通知書

(氏名)	
(所属)	板橋区区民文化部スポーツ振興課
(発令内容)	<p>職名                    スポーツプロモーター</p> <p>任用期間            令和    年    月    日から</p> <p>                          令和    年    月    日まで</p> <p>報    酬</p>
令和    年    月    日	
発令権者 板橋区長    坂本   健	

# 勤務条件通知書

令和 年 月 日	
様	事業場名称・所在地 板橋区区民文化部スポーツ振興課・板橋区板橋2-66-1 任命権者職氏名 板橋区長
契約期間	期間の定め有り(※) (令和 年 月 日～令和 年 月 日)
就業の場所	板橋区区民文化部スポーツ振興課
従事すべき業務の内容	競技スポーツとの連携に関する事、スポーツ及びレクリエーション活動の企画及び調整に関する事、スポーツ及びレクリエーション団体に関する事、前各号に付随する事項、その他、区民文化部スポーツ振興課長が必要と認める事務
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業(時 分) 終業(時 分) 2 休憩時間(分) 3 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区スポーツプロモーター設置要綱第10条
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他( ) ・非定例日；週 月当たり 日、その他( ) ○詳細は、板橋区スポーツプロモーター設置要綱第10条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有 無) → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給( ) 無給( )
報酬	1 基本報酬・イ 月額( 円)、ロ 日給額( 円)、 ハ 時間額( 円) ニ その他( 円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ( 手当 円/ : 計算方法: ) ロ( 手当 円/ : 計算方法: ) ハ( 手当 円/ : 計算方法: ) ニ( 手当 円/ : 計算方法: ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超( )%、所定超( )%、法定内( )% ロ 休日 法定休日( )%、法定外休日( )%、 ハ 深夜( )% 4 報酬締切日ー毎月 日 5 報酬支払日ー毎月 日
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手續 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手續 [ ]
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他( ) ・雇用保険の適用(有・無) ・その他( )

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他( )]
-------	---